

検疫業務

検疫感染症や国民の健康に重大な影響を及ぼす感染症の侵入防止のため、海外から来航する全ての船舶及び航空機に対して検疫を行い、患者を発見した場合には、隔離、停留、室内の消毒等の防疫措置を行うとともに、貨物や機内などで捕獲された媒介動物についても病原体の有無を検査している。

1. 検疫の対象となる感染症

検疫感染症（15種類）

検疫法第2条第1号（一類感染症）

- ・エボラ出血熱　・ラッサ熱　・クリミア・コンゴ出血熱　・痘そう
- ・南米出血熱　・ペスト　・マールブルグ病

検疫法第2条第2号

- ・新型インフルエンザ等感染症

検疫法第2条第3号

- ・デング熱　・マラリア　・チクングニア熱　・ジカウイルス感染症
- ・中東呼吸器症候群(MERS)　・鳥インフルエンザ（H5N1/H7N9）

2. 船舶に対する検疫の方法は3種類ある。

（1）臨船検疫

検疫区域に停泊している船舶へ検疫官が乗船し検疫を実施

（2）着岸検疫

港に着岸した船舶へ検疫官が乗船し検疫を実施

（3）無線検疫

乗員・乗客全員の健康状態などについて、船舶から船舶代理店を通じてFAX等により検疫所に書面で通報してもらい、健康状態に異常がなく、有効な衛生検査の証明書を保持しているなど、通報内容に問題がなければ入港を許可し、直接検疫官が船舶へ乗船することなく検疫業務を実施



検疫区域に停泊している貨物船への臨船検疫



クルーズ客船に対する着岸検疫

3. 航空機の検疫業務

海外から来航する航空機の全ての乗員・乗客に対して、機内または検疫ブースにてサーモグラフィー(赤外線放射温度計)を用いた体温チェックと共に健康状態の確認を行い、検疫感染症の疑い(有症者)がないかスクリーニングを実施している。



那覇空港国際線ターミナル



プラズマディスプレイを用いた情報提供



サーモグラフィーによる体温測定



検疫ブース

サーモグラフィーによるチェックで発熱が疑われる方、体調不良を訴えた方に対しては、健康相談室で体温測定、感染症媒介動物との接触（虫さされなど）がないかの確認などを行い、検疫感染症ではないかについて調査をおこなう。

出国前の健康相談・予防接種

海外では、日本で発生していない感染症が常在している国がある。そのため、渡航者に対して自分の身を守るために事前に情報を入手することを奨めている。また、感染症から身を守る手段の一つに予防接種がある。

検疫所では、海外渡航者に対して、黄熱の予防接種の実施、感染症の予防にあたって注意する点などの情報提供を行っている。また、黄熱以外の予防接種について、最寄りの接種可能な医療機関を紹介している。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

FORTH（海外旅行者のための感染症情報）

<http://www.forth.go.jp/>

実施している予防接種

ワクチン名	備 考
黄 熱 (1回接種)	接種日については ホームページ でご確認下さい。

※完全予約制（事前に電話でお問い合わせください）

当所の予防接種に関わる予約・相談・接種は那覇空港検疫所支所で実施
問い合わせ先電話番号：098-857-0057



海外渡航者への予防接種